

持続化給付金は電子申請で、帳簿の原本でなく写真で提出できるため、不正が起きやすい



だるうか

の「カネ」を 給する人たち

売り上げを書き換える

都内のビジネス街にある小さな中華料理店。昼休憩のサラリーマンの波がようやく途絶えたところで、厨房から店主の遠藤幸太郎さん(51歳・仮名)が出てきた。「オフイスにも少しずつ人が戻ってきて、ようやく先が見通せるようになりました」と遠藤さんは言う。

だが、その表情はどこかぎこちない。「実は、1週間ほど前にコロナ関係の給付金をもらったんです。それが不正受給として摘発されるんじゃないかと、不安で仕方ないのです」

遠藤さんが受給したのは、持続化給付金だ。コロナの影響で売り上げが落ちた場合に給付され、中小企業なら最大200万円、遠藤さんのような個人事業主でも最大100万円がもらえる。給付の基準は、「売り上げが前年比50%減」の

月があるかどうかだ。ところが、遠藤さんの場合、この基準に当てはまる月はなかった。

「在宅勤務の人向けに、中華料理のデリバリーを始めたところ、これが思いのほか、よく売れました。4月の売り上げは約120万円と、昨年4月の200万円に比べて4割減だったんです。一時は売り上げゼロも覚悟したので嬉しい誤算でしたが、その結果、給付金はもらえなくなってしまいました。こちらとしては、給付金で売り上げ減を補いたかった……」

給付金の受給を諦めかけていたその時、遠藤さんは商店街の知り合いから「赤信号、みんなで渡れば怖くない」などの

「去年の売り上げについてには確定申告書の控えが必要ですが、今年の売り上げについては手書きの帳簿やエクセルのコピーを出すだけでいい。その裏をかいて、ある月の売り上げを別の月に数字の上で移せば、基準をクリアできるというのです」

遠藤さんは、4月の売り上げをエクセルで90万円に書き換えて提出し、見事100万円の給付金を受給することができた。だが今、そのことを深く後悔している。

「重大な不正だと気づいたのは、給付金が振り込まれてからでした。不正が発覚すれば最悪、企業名を公表され、刑事告発されるそうなので、今は不正

仕方ない、でいいの

横行する

「コロナ」 不正受

が見つからないよう折るしかありません」

持続化給付金、特別定額給付金、雇用調整助成金など、新型コロナウイルス対策をめぐっては様々なカネがばらまかれた。6月12日に成立した第2次補正予算を含めると、総額60兆円が投じられる。

ところが、そのカネで助かる人がいる一方で、不正受給が多発している。制度の裏をかき、本来もらえない給付金や助成金を受け取るズルが横行しているのだ。

「闇営業」してばかす

こうした不正の中心となっているのが、持続化給付金だ。

売り上げが前年比で50%以上減となった月があることが条件だが、コロナの影響があったとはいえ3〜4割減に収まり、正直に申告すると給付金がもらえない人も多いからだ。

給付金を申請しようとする店や会社も必死だ。

新型コロナウイルス関連の倒産はすでに250件を数え、今年倒産件数が13年以來、7年ぶりに1万件を超えるともいわれる。

「コロナ関係の補助金を不正受給する人は、申請者の1割程度にのぼると推測されます。その多くは街のお店や小さな会社の経営者で、給付金欲しさに書類や帳簿の改竄に手を出してしまうのです」(中小企業ドクター・須藤利・究氏)

都内にあるアパレル関連の小規模な会社を経営する、馬場美津子さん(55歳・仮名)は語る。

「うちでは1カ月の納品分の請求書を毎月20日にまとめて作成し、その日をもって売り上げに計上していました。結果、昨年と比べ、2月が30%減、3月が40%減、4月は35

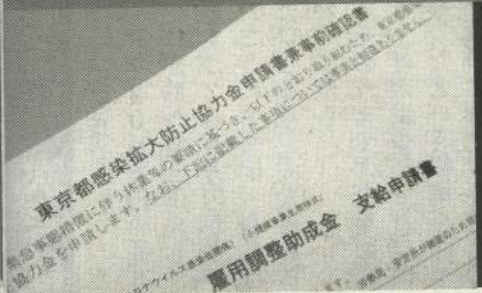
%減の売り上げ減に収まったのです」

これでは、持続化給付金の対象とならない。そこで馬場さんは経理担当者に指示し、売り上げを調整する方法を考えた。

「ひねり出したのが、『納品した日に売り上げが発生する』という計上基準に変更する方法です。これで3月は前年比50%減になり、給付金200万円を受給できました」

馬場さんの言い分は、「日本の会計基準では、売り上げ計上のタイミングが統一されていない。私は不正だとは思っていない」というものだ。

だが、サン共同税理士法人の代表・朝倉歩氏によれば、「売上計上時期の調整は、不正受給とみなされる可能性がある」という。給付金をもらおうと必死になるあまり、無自覚に不正を働いているケースも数多あるのだ。では、なぜこうした不正が横行するのか。



その原因の一つは、持続化給付金の制度が「ザル」だということにある。持続化給付金の業務は経済産業省からサービステザイン推進協議会に外注され、電通やその子会社を経由し、大日本印刷、パソナなどが受注した。「確定申告書の控えや売り上げ台帳を確認するのは、経験豊富な税務調査官や国税庁の職員ではなく、経産省から委託を受けたスタッフのようです」(前出・朝倉氏)

なんと、チラシの裏やふせんに走り書きしたような「売り上げ記録」が通ることまであるという。こうした給付金制度の緩さに付け込み、より悪質な不正受給に手を染める人々もいる。「たとえば、休眠状態のペーパーカンパニーを使った事例があります。修正申告や期限後申告をすることで、昨年の売り上げがあつたかのように偽装ができてしまうので

す」(朝倉氏) 昨年2000万円の売り上げがあつたと偽装し、経費が200万円かかったことにすれば、利益はゼロとなり、法人税も払わずに済む。「そのうえで、今年の売り上げが減少してゼロになったという帳簿を作った申請すれば、持続化給付金は振り込まれてしまうのです」(朝倉氏)

不正受給が横行しているのは、持続化給付金だけではない。東京都や大阪府など感染が特に拡大した地域では、店を休業したり、短縮営業したりすることで「感染拡大防止協力金」をもらえた。金額は、東京都の場合、1店舗なら50万円、2店

舗以上で100万円だ。この感染拡大防止協力金の申請でも、不正が続出しているという。「今だから話せることで、うちの居酒屋でも、深夜まで店を開ける「闇営業」をしていたんです」

「その明かすのは、都内で居酒屋を経営する片岡幸三さん(55歳・仮名)だ。片岡さんの店の営業時間は、コロナ以前は16時24時だった。それが4月10日に小池知事が都の緊急事態措置を発表し、営業

バレると後が怖い

「協力金をもらうには、4月16日から5月6日まで、一日も欠かさず短縮営業を守る必要があります。しかしそうはいっても、何時に店を閉めたかなんて細かくチェックされるわけじゃない。だんだん店を開ける時間が長くなり、5月の頭には常連客が来ていれば、23時くらいまでは営業していました」

夜営業がバレないようにしていた店もあった。都も、住民からの情報提供があれば調査に動く。不正がバレれば、受給した協力金の2倍を返還するという厳しい罰則も用意されている。しかし申請は約10万件もあるうえ、過去のある時点で時短営業をしたかなど、今となってはもはや誰にも分からない。一方、前出の須藤氏によれば、「期間中の1日だけ、店を長く営業してしまつたから」と協力金の申請を諦めるような真面目な人「も多くいる」という。嘘をついた人が得をして、正直者が損をしてしまっているのだ。

00円まで補助する。この助成金の不正に手を出しがちなのは、商店街の店舗など、小規模な事業者だ。「申請には、出勤簿や賃金台帳などが必要ですが、小さい会社では、こうした法定帳簿がないところも多く、そもそも申請までたどり着けませぬ」(社会保険労務士・黒田英雄氏)

「得意先の知り合いの司法書士から、「助成金の申請を手助けする。この助成金の不正受給を行った大阪府にある企業の社長が、匿名を条件に明かす。」

真つ当に商売してきたのに

コロナ禍は、こうした悪徳専門家にとって絶好のチャンスだ。国、自治体などに10種類を超える助成金、補助金があり、それぞれに複雑な手続きがある。着手金と、支払われたカネの10%などの成功報酬を設定し、悪徳専門家たちはカネを儲けている。

中には法外な手数料をふっかける業者もいる。「例年、2000億円近いおカネが補助金として配られています。しかし、今年はコロナで25兆69

制度があるから一度申請してみないか」と誘われたんです。しかし、申告書の虚偽が発覚し、事務所まで労働局の調査官が来ました。約120万円の不正受給分は半分以上返還済みですが、会社の名前は労働局のHPで公表され、関係が途絶えた取引先も多いです」

14億円もの補助金が出る。例年のなんと128倍、受け取らないのは絶対に損です！」

6月中旬、渋谷にある貸会議室で開かれた「補助金受け取り説明会」なるセミナーに本誌記者は潜入した。壇上で熱弁をふるうのは、ダブルのスーツを着た講師の男性だ。参加者は20人で、そのうち8人がコロナ対策の持続化給付金については申請済みだった。だが、100万円や200万円では商売

は続けられない。藁をもつかむ思いでここにやって来た人ばかりだ。にもかかわらず、3時間にも及ぶセミナーの最後に待っていたのは、しつこい勧誘だった。「申請には行政書士や弁護士の助けが必要です。弊社には専門家へ相談し放題のサービスがあり、通常100万円のところ、今すぐ契約すれば50万円です」

詐欺師まがいの業者も、「コロナのカネ」を不正受給させようとすり寄ってくる。部品メーカーを経営する田中慎さん(54歳・仮名)は語る。「きっかけはWi-Fi機器の販売をしているという男性からの電話でした。男性はしきりに、「お支払いいただくのは50万円ですが、今なら200万円分の領収書を発行できる。その領収書で助成金を申請してください」というのです」

勧められたのは、「働き方改革推進支援助成金」の利用だ。この制度を使えば、テレワークを導入するための機器の購入費用が、上限100万円まで補助される。「会社の売り上げが激減した焦りもあり、業者の口車に乗ってしまいました。確かに100万円を国から受け取ることができましたが、領収書を偽造するという不正をした罪悪感を抱かずにはいられません」(田中さん)

詐欺師や悪徳専門家の関与があつたところで、補助金や助成金の申請をするのは、本人だ。「少しの金額だから」「どうせバレないから」と不正受給に手を出す人は後を絶たない。しかし、たとえ不正が発覚しなくても、今まで続けてきた真つ当な商売を裏切った事実が消えない。「あの時はコロナで苦しかったから」という言い訳を一生、心の中で繰り返すことになるのだ。



秋田県の庁舎にも、給付金の問い合わせをする事業者が殺到した